

京 都 大 学 国 際 高 等 教 育 院 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(教養・共通教育協議会)</p> <p>第6条 教育院に、次の各号に掲げる事項を審議するため、教養・共通教育協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>(1) 各学部意向を前提とする教養・共通教育の実施方針及び教育課程の編成方針の策定に関すること。</p> <p>(2) 教室(第17条第1項に定めるものをいう。以下同じ。)の編成、教員配置数及び関係部局に関すること。</p> <p>(3) その他教育院の人事、予算等に関する重要なこと。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(附属センター)</p> <p>第22条 教育院に、<u>国際学術言語教育センター</u>(以下「センター」という。)を置く。</p> <p>2 <u>センターは、実践的な言語運用能力の向上に係る教育方法の開発及びこれに基づく教育の実施並びにこれらの業務の実施に関し必要な調査研究等を行う。</u></p> <p>3 <u>センターに、センター長を置き、教育院の専任の教授のうちから、協議会の議を経て、教育院長が指名する。</u></p> <p>4 <u>センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。</u></p> <p>(後 略)</p>	<p>(教養・共通教育協議会)</p> <p>第6条</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3) <u>その他教育院の人事(全学教員部の所掌に属するものを除く。)</u> 予算等に関する重要なこと。</p> <p>2～3 (同 左)</p> <p>(附属センター)</p> <p>第22条 教育院に、次に掲げる附属センター(以下「センター」という。)を置く。</p> <p><u>国際学術言語教育センター</u></p> <p><u>日本語・日本文化教育センター</u></p> <p>2 <u>国際学術言語教育センターは実践的な言語運用能力の向上に係る教育方法の開発及びこれに基づく教育の実施並びにこれらの業務の実施に関し必要な調査研究等を、日本語・日本文化教育センターは外国人留学生に対する日本語及び日本文化教育並びに教養・共通教育の実施にあたり必要となる外国人留学生の受入及び学生の海外留学に係る支援等の業務を行う。</u></p> <p>3 <u>センターに、センター長を置き、本学の専任の教授のうちから、協議会の議を経て、教育院長が指名する。</u></p> <p>4 (同 左)</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成28年4月1日から施行する。</p>